

(表1) 14年9月期における不良債権等の状況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権			リスク管理債権	個別貸倒 引当金	不良債権 処分損
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権			
都銀・長信銀・信託	25.1 (3.3)	13.1 (3.4)	12.0 (0.1)	24.6 (3.0)	3.9 (0.8)	1.1 (1.0)
うち主要12行	23.9 (2.8)	12.3 (3.1)	11.6 (0.3)	23.5 (2.6)	3.6 (0.8)	1.1 (1.0)
地域銀行(地銀・第二地銀)	15.0 (0.2)	10.2 (0.0)	4.8 (0.2)	14.6 (0.2)	3.3 (0.1)	0.8 (0.1)
全国銀行	40.1 (3.1)	23.3 (3.4)	16.8 (0.3)	39.2 (2.8)	7.2 (0.7)	1.8 (1.1)

(注) 1. ()は、14年3月期からの増減額。ただし、不良債権処分損は13年9月期比。

2. 破綻公表済の金融機関を除く。

3. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれに準ずる債権(破産更生等債権)、危険債権、要管理債権の合計。

4. 主要12行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。